

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	静甲株式会社
【英訳名】	SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 鈴木 孝典
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054) 366 - 1030
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 福永 純一
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054) 366 - 1030
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 福永 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月25日開催の当社第123回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金10円 総額64,591,590円

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 市場環境の変化への迅速な対応のため、業務執行の効率化とスピードアップを目的に、社長等を執行役員の役位として機動的に取締役会で選定できる体制を整える。社長等を執行役員の役位とすることに伴い、定款第22条第2項を削除し、定款第15条及び定款第24条を変更する。
- ② 監査を通じたさらなるガバナンスの向上を図り、監査機能を一層強化すべく、定款第27条で定める監査役の員数を、4名以内から5名以内に変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、鈴木孝典、吉川範幸、一圓昌幸、山下一弘、湯子直樹、杉本基、関本和彦の7氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、齋藤敏典氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する鈴木恵子氏、鈴木浩之氏、鈴木康之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い退職慰労金を贈呈する。

第6号議案 監査役の報酬限度額改定の件

監査役の報酬の限度額を年額50,000千円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成割合（％）	決議結果
第1号議案	55,978	66	0	99.88	可決
第2号議案	55,984	60	0	99.89	可決
第3号議案					
鈴木 孝典	55,722	322	0	99.43	可決
吉川 範幸	55,947	97	0	99.83	可決
一圓 昌幸	55,976	68	0	99.88	可決
山下 一弘	55,904	140	0	99.75	可決
湯子 直樹	55,943	101	0	99.82	可決
杉本 基	55,962	82	0	99.85	可決
関本 和彦	55,962	82	0	99.85	可決
第4号議案					
齋藤 敏典	55,980	64	0	99.89	可決
第5号議案	55,564	480	0	99.14	可決
第6号議案	55,897	147	0	99.74	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 1 第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上